

～ 巻頭言 ～

「法整備支援の進展と法整備支援連絡会への期待」



駿河台大学総長
竹下守夫

法整備支援に関わる者にとって喜ばしいことに、法整備支援の社会的認知度も、最近、徐々に高まりつつあるように見える。本年4月11日に、ロザリン・ヒギンス国際司法裁判所所長を迎えて開催された記念講演会「国際社会と法の支配」(外務省・国連大学・国連大学協力会主催)の折、外務省国際法局長の開会の挨拶で、国際社会における法の支配に対する我が国の貢献の一つとして法整備支援が挙げられた。また聞くところによると、麻生外務大臣も、再三、カンボジアの司法官職養成校の教官として現地で活躍している日本の裁判官、検察官に言及されているとのことである。

このように法整備支援の社会的認知度が、徐々にではあれ高まってきたのは、JICA、法務総合研究所国際協力部などの関係諸機関・関係各位の広報活動に負うところが少なくないが、それとともに我が国の法整備支援がその広がりや深まりの両面で進展してきたことに、その主な理由があると思われる。ここで、法整備支援の広がりとは、支援対象国および我が国で法整備支援に関わる機関・組織・人の広がりを指す。対象国でいえば、先行したベトナム、カンボジアから、現在では、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、ミャンマー、モンゴル、フィリピンなどに拡大している。また、支援機関・組織は、政府諸機関、日本弁護士連合会、国際民商事法センターはもとより、日本貿易振興会、名古屋大学、神戸大学、慶応義塾大学などにも及んでいる。一方、法整備支援の深まりとは、法整備支援の実践に加えて、その理論的研究による理解の深化、また実践面での、相手国に対する支援の高度化を指す。法整備支援の実践も、現在では、基本法典の起草支援、相手国の法律家を我が国に招いて行う本邦研修などから、起草された法典の相手国における普及の支援、附属法令の整備、相手国法律家による自国の法曹養成の支援などと次第に高度化している(法務省法務総合研究所国際協力部『法整備支援に学ぶ』(平成19年1月)所収の諸論考、国際協力機構カンボジア法制度整備プロジェクト・カンボジア民事訴訟法作業部会編著『カンボジア王国民事訴訟法・同附属法案集・民事訴訟法要説』(平成19年1月)参照)。

法整備支援のこのような進展は、近時における政府の法整備支援ないしODAに関わる一連の政策的動向を、その背景ないし基盤とするものといえる。政府は、「司法制度改革審議会意見書」(平成13年6月12日)の提言に基づき、司法制度改革推進計画の一環として法整備支援の推進を図ったのをはじめ、新ODA大綱(平成15年8月29日閣議決定)において、開発途上国の「発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。」と述べて、法整備支援に従来より一層積極的

位置付けを与えた。さらに、国際的政策金融の在り方を直接の課題とするものであったとはいえ、有識者検討会の報告書（座長・原田明夫国際民商事法センター理事長「海外経済協力に関する検討会報告書」平成18年2月28日）の示す海外経済協力に係る基本的視点を踏まえて、その提言に従い、内閣に海外経済協力政策全体の「司令塔」としての海外経済協力会議を設置し、また、ODA実施機関をJICAに一元化して、ODAを中心とする海外経済協力をより戦略的、効果的に実行する体制を整えたことも、間接的ながら法整備支援を推進する方向に作用するものと思われる。

法整備支援の広がりや深まりの両面での進展は、もちろん、政府の政策的動向のみで実現されたわけではなく、JICA、法務省法務総合研究所、国際民商事法センターなど直接・間接にODAと関わる諸機関や、そのプロジェクトに参加する個人、また、各大学等の研究機関など、全国に所在する多くの機関・組織・個人のイニシアティブ・活動に負うところが大きい。また、日本弁護士連合会国際交流委員会のように、ODAとは関わりなく、民の立場で法整備支援に取り組んでいる組織・団体も、その数を増しているものと思う。

その中であって、平成12年1月に法務省の提唱によって開始された「法整備支援連絡会」が果たしてきた役割も大きく、高く評価されてしかるべきである。当初から深く関わってこられた三ヶ月元法務省特別顧問及び山下輝年元国際協力部教官によれば、第1回会議は、とりあえず関係各機関の情報交換・情報共有を目的として、法務省内の会議室で開催されたが、その折には今後継続的に開催されるとは考えていなかったとのことである（三ヶ月『司法評論』103頁以下、山下「第5回法整備支援連絡会」ICD NEWS 第14号13頁以下）。しかし、その後、回を重ねるごとに内容が充実し、情報交換を中心としつつも、法整備支援の意義・目的、法整備支援の実践の在り方、その当面する課題、国内体制の在り方などについて議論を深める場へと変遷してきた。会議の場も、第1回は法務省大会議室、第2回は国際協力総合研修所、第3回は法務省浦安総合センターと転々としたが、第4回以降は、大阪中之島合同庁舎の国際会議場に定着した。また、会議への参加者も、必ずしも法整備支援関係者に限らず、特に大阪中之島合同庁舎の国際会議場となつてからは、関西方面を中心に有力な研究者・法律実務家の出席も少なくない。

このように、法整備支援連絡会は、これまで法整備支援に対する一般の関心を高め、また、関係諸機関相互の連携と情報交換・情報の共有化に寄与してきたが、法整備支援とりわけ人材養成が大学などの研究機関にまで広がり、また、その実践に加えて理論的研究にまで深められるに至った現在（最近の成果として、香川孝三・金子由芳『法整備支援論』2007年）、その役割もまた従来の枠から少し踏み出すことがあってもよいように思う。法整備支援の性質上、今後もその実践が中心となることに変わりはないと思うが、海外経済協力あるいは開発援助の中における法整備支援の位置付け、アジア法研究の視点から見た法整備支援、比較法的に見た我が国の法整備支援の特色と課題などの諸問題も、時には取り上げて、この分野での「実践と理論との架橋」と人的交流の輪の拡大に資することも、その本来の趣旨を逸脱することにはならないと思う。

法整備支援連絡会が、今後も法整備支援の進展に有意義な役割を果たすことを期待する。